

### 付3 調査票乙様式

(表面)

(B 5 判)

指定統計第2号		昭和50年事業所統計調査 調査票乙 (サービス業用)															
裏面に例示するサービス業 事業所については調査票申 のほか、この調査票も記入 してください。																	
※ 市区町村コード				基本調査区分番号				事業所番号				統計局記入欄					
1 事業所の名称  (正式の名称を記入します)										報告者 氏名		電話番 (内線)					
2 常雇の雇用者数  昭和50年4月末現在 の常雇の雇用者のうち 4月の給与を支給 した雇用者数を記入 します		3 常雇の雇用者の給与額 昭和50年4月に支給した給与額について記入します															
(A)		(1)決まって支給する給与額  4月に支給した現金給与のうち あらかじめ定められた条件 により毎月支給される給与で、 基本給のほか家賃手当、時間 外手当等を含めた金額				(2)特別に支給した給与額  4月に支給した現金給与のうち あらかじめ支給することが 決められていない給与で、例 えば、賃水手当、賞与など				(3)現金給与支給額  (1)と(2)の合計				(4)現物で支給した食料の見積額  4月の現金給与以外に現物で 支給した食料又は食事の見積 金額			
		現	千円	百円	十円	円	現	千円	百円	十円	円	現	千円	百円	十円	円	
：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：			
4 最近の1年間の総売上高		1 収入なし										7 3,000万円～5,000万円未満					
● この事業所の最近の1年間(最も近い決算期)の総売上高についてあてはまる番号を○でかきこみます		2 100万円未満										8 5,000万円～1億円未満					
● 総売上高とは、人件費などの営業経費を差し引く前の収入額をいいます		3 100万円～300万円未満										9 1億円～3億円未満					
● 本店の「拠点」などで、この事業所で収支経理を行っていない場合は、その旨を「備考」欄に記入します		4 300万円～500万円未満										10 3億円～5億円未満					
● 総売上高には現金収入のほか掛け売りによるものも含みます		5 500万円～1,000万円未満										11 5億円～10億円未満					
● 事業を始めて1年にならない場合は、1年間分を推計し、その額を記入します		6 1,000万円～3,000万円未満										12 10億円以上(　　億円) 実額を記入					
備考												※印は市区町村が記入します。					

(裏面)

(B 5 判)

◆この調査票乙(サービス業用)に記入するサービス業事業所

○物品質貸業

リース業、建設機械・事務機械貸業、レンタカーアイ、ドライバクラブ、貸ポート業、貸自転車業、貸本屋、貸衣  
しょう業、貸植木業など。

### ○旅館、その他の宿泊所

旅館、ホテル、國民宿舎、民宿、簡易宿泊所、下宿屋、共済組合宿泊所、保養所、会社の寄宿舎など

## ○洗たく・理容・浴場業

洗たく屋、クリーニング店、洗張業、染物店、理髪店、美容院、錢湯、トルコ風呂、サウナ風呂など

○写真業、衣服裁縫業など

写真撮影業、D·P·E業、衣服修理業、衣服裁縫業(材料個人持ちのもの)、葬儀屋、荷物預り所、百貨店

## めん類販加工業、古綿打面

業樂娛

映画撮影所、映画配給会社、映画館、劇場、興行場、興行団、

又教習所、已

自動車修理業、自動車整備業、自動車タイヤ修理業、ガレージ業など

#### ○修繕費など(修理費高額としない)

機械修理業、電子・光学修理業、空調修理業、整體及修繕業、水暖管、地盤工事

或圆形玉米，或长形玉米，或大形玉米，或小形玉米。